

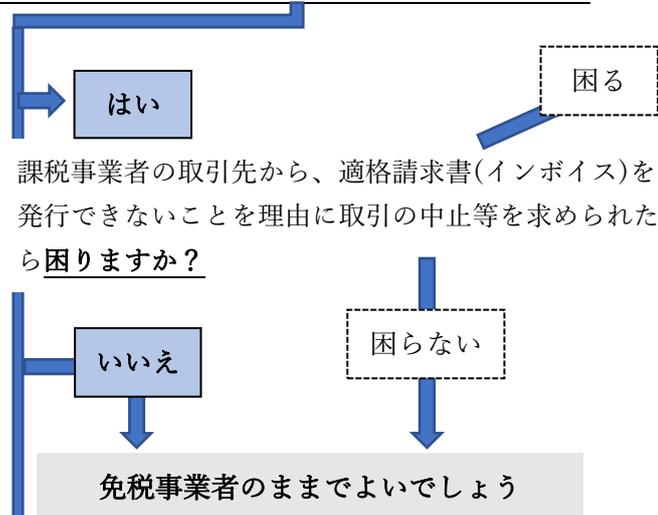
【インボイス制度のかんたん診断】

令和 5年 5月28日

公益財団法人神奈川県スポーツ協会
クラブアドバイザー長門旬也

判断する上での概略は、第一に「免税事業者」か「課税事業者」からです。あなたの年収（売上）は1000万円以下ですか？ でしたら「免税事業者」です。1000万円を超えていたら「課税事業者」と呼ばれます。また、NPO法人や非営利型一般社団法人も「免税事業者」ですが、収益事業を行い、1000万円を超えていたとしても、消費税の申告に該当する科目（委託費等）が1000万円以下でしたら「免税事業者」です。ですから、今回のインボイス（＝適格請求書）制度への関心が薄くなる傾向になるのです。第二に、取引先に「課税事業者」（株式会社等）がいるかどうかです。いる場合には、インボイス（＝適格請求書）でないと取引できないと言われるかもしれません。取引先に確認しましょう。

もらう相手に課税事業者はいますか？



課税事業者になることを検討しましょう

➤ 課税事業者になるには？

本来、免税事業者が課税事業者になる場合は「消費税課税事業者選択届出書」を提出します。

ですが、今回インボイス制度への対応で課税事業者になる場合は「適格請求書発行事業者の登録申請書」のみを税務署へ提出すれば、適格請求書発行事業者になると同時に課税事業者にもなれます。

➤ 登録申請書の入手方法と書面での提出方法

下記の国税庁サイトを確認してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hoj>

➤ 課税事業者は、仕入税額控除が適用されます。例えば、消費税10%を上乗せされた支払いに対して払った消費税8%の差額となる2%のみを国へ納税すればよいのです。これを「2割特例措置」といいます。

「2割特例措置」とは、国に納める消費税の額を売上の2割とすることができる措置です。この措置を適用できるのは、インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者になる方のみです。

「2割特例措置」を適用するにあたり、申請は不要。消費税の申告をする際に、申告書に「2割特例措置」を適用する旨を記載するだけで大丈夫です。

制度開始後、免税事業者は仕入税額控除が認められませんが、6年間の経過措置があります。しかしながら、本年から令和8年までの3年間は80%。令和8年から令和11年までは50%というように、仕入控除は厳しくなっています。令和11年以降は控除不可です。

仕入税額控除の対象となるものは、

下記の国税庁サイトを確認してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6451.htm>

インボイス制度導入後も、免税事業者のままであれば業務は変わりません。

使用する請求書や領収書も、今まで通りのもので問題ないでしょう。

取引先から課税事業者かどうかの確認があった場合には、免税事業者であることを伝えましょう。

そして、税抜か税別かをしっかり確認することが必要です。もしかすると、手取りが減るかもしれません。

わからない

取引先に確認しましょう

まずは取引先に課税事業者がいるかを確認しましょう。判断はそれからです。

なお、取引先が既に適格請求書発行事業者として登録していれば、国税庁のサイトで検索し確認することが可能です。

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>